

○準仮停止の事務処理要領について

(平成 6 年 10 月 1 日甲通達運教第 52 号)

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 103 条の 2 の規定に基づき、特定の悪質・危険な違反行為を伴う死傷事故を起こした者に対し、運転免許効力の仮停止（同法第 107 条の 5 の規定により準用する自動車等の運転の仮禁止を含む。以下「仮停止等」という。）を実施しているものであるが、仮停止等に該当しない悪質・危険な運転者に対しても、法定の仮停止等に準じて措置する必要があるため、別添のとおり「準仮停止の事務処理要領」を定め、平成 6 年 10 月 1 日から実施することとしたから積極的な運用に努められたい。

なお、「緊急聴聞事案に関する処理要領について」（昭和 53 年甲通達運一第 31 号）は、廃止する。

別添

準仮停止の事務処理要領

1 趣旨

この要領は、危険性の高い交通事故（違反）のうち仮停止等の対象とならない事案（以下「準仮停止事案」という。）を起こした運転者に対し、通常の事務処理手続によらないで迅速に意見の聴取を行い、運転免許の取消し又は停止処分を執行すること（以下「準仮停止」という。）により、悪質・危険な運転者を早期に道路交通の場から排除して交通の安全を確保しようとするものである。

2 対象

準仮停止事案は、運転免許を受け、かつ、本県内に住所を有する者が起こした交通事故（違反）で次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 酒気帯び（0.15 ミリグラム／リットル以上）運転で、建造物損壊事故又は危険防止等措置義務違反（いわゆるあて逃げ）
- (2) 無免許運転、酒酔い運転又は酒気帯び（0.25 ミリグラム／リットル以上）運転で、身柄を拘束した事案
- (3) 安全運転義務違反、無車検運行、無保険運行又は共同危険行為等禁止違反による死亡事故
- (4) 仮停止等の対象事案で、所定の期間内に処分できなかった事案
- (5) その他社会的反響が大きい交通事故（違反）で運転免許の取消し又は長期停止処分に該当する事案

3 処理手続

(1) 発生報告

署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）は、準仮停止事案を認知したときは、準仮停止事案発生速報（別記様式。以下「速報」

という。)により県本部運転免許課長(以下「運転免許課長」という。)に事案の概要及び処分を必要と認める理由を報告するものとする。

(2) 登録及び意見の聴取期日等の指定

運転免許課長は、速報の内容を審査した結果準仮停止事案と認めたときは、事故(違反)登録するとともに意見の聴取の期日及び場所を指定し、かつ、処分をしようとする理由を示して署長等に通知するものとする。

(3) 意見の聴取通知

署長等は、処分をしようとする理由並びに意見の聴取の期日及び場所を、仮停止及び仮禁止の事務処理要領について(平成6年甲通達運教第53号)第8の1に準じて被処分者に通知するものとする。

(4) 関係記録の送付

署長等は、意見の聴取の期日の1週間前までに、原則として次の関係記録を運転免許課長へ送付するものとする。

ア 実況見分調書の写し

イ 被疑者供述調書の写し

ウ 被害者供述調書の写し(人身事故の場合で期間内に作成できるもの)

エ 診断書の写し

オ 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し

カ 受領書

4 準仮禁止への準用

本要領は、道路交通法第107条の5の規定による自動車等の運転の仮禁止に準じて行う準仮禁止に準用する。